

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成二十三年八月十八日

広島県東部農林水産事務所長 小笠原 繁 哉

尾道市	事業主体	中	地区名	ため池等整備事業	事業名	完了年月日
						平成二十三年三月三十一日